○北陸地方整備局告示第百三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十二月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月五日

北陸地方整備局長　野田　徹

(一) 路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

(二) 一号　新発田市小舟渡字神明前六七番一から同市小舟町三丁目二二七番三まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
福山市津之郷町大字津之郷字上開地二五八番四から同市瀬戸町大字山北字加屋沖三七番四まで	前	一五・六〇～三九・七〇メートル	〇〇・七〇八キロメートル
	後	一九・四〇～三九・七〇	〇〇・七〇八

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局福山河川国道事務所

○中国地方整備局告示第百八十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十二月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月五日

中国地方整備局長　尾藤　勇

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
福山市津之郷町大字津之郷字上開地二五八番四から同市瀬戸町大字山北字加屋沖三七番四まで	前	一五・六〇～三九・七〇メートル	〇〇・七〇八キロメートル
	後	一九・四〇～三九・七〇	〇〇・七〇八

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局福山河川国道事務所

○中国地方整備局告示第百八十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十二月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月五日

中国地方整備局長　尾藤　勇

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
九号	大田市五十猛町字松ケ下一一八〇番二から同市五十猛町字橋ノ本一七七番四まで	中国地方整備局及び同局松江国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年十二月五日

○中国地方整備局告示第百八十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十二月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月五日

中国地方整備局長　尾藤　勇

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
山口市小郡下郷字西下村一一一番一〇から同市小郡下郷字西下村一一一番六まで	前	五一・〇〇～六一・〇〇メートル	〇〇・〇〇四キロメートル
	後	三八・〇〇～四八・〇〇	〇〇・〇〇四

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○中国地方整備局告示第百九十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年十二月五日

中国地方整備局長　尾藤　勇

一　施行者の名称　島根県

二　都市計画事業の種類及び名称　益田都市計画道路事業三・六・十四号元町人麿線

三　事業施行期間　自平成二十六年十二月五日至平成三十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　島根県益田市須子町及び高津二丁目地内

使用の部分　島根県益田市須子町及び高津二丁目地内

○九州地方整備局告示第二百四十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十二月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月五日

九州地方整備局長　金尾　健司

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
霧島市福山町佳例川字柴建一〇三番一から同市福山町佳例川字柴建一二三番まで	前	二二・三八～二八・五三メートル	〇〇・〇五八キロメートル	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	二八・五七～四四・五四	〇〇・〇五八	

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

○北海道開発局告示第百四十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十二月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月五日

北海道開発局長　岡部　和憲

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十四号及び二百七十二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道釧路郡釧路町中央二丁目一七番一から同町字別保一〇八番まで	前	A 一八・二〇～八六・四〇メートル B・C 一一・〇〇～三四六・〇〇	七・八二七キロメートル 六・八三五	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A 一八・二〇～八六・四〇 B・C 一一・〇〇～三四六・〇〇	七・八二七 六・五六六	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局釧路開発建設部

二(一) 道路の種類　一般国道

二(二) 路線名　二百七十六号

二(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道岩内郡岩内町字大浜一番一七地先から同郡共和町国富二一六八番まで	前	A 一八・〇〇～四八・〇〇メートル C 二一四・六〇～四七九・〇〇	九・〇四七キロメートル 七・一八三	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A 一八・〇〇～四八・〇〇 B 一二四・〇〇～七九・〇〇 C 二一四・六五～四七九・〇〇	九・〇四七 七・一八三	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部